

令和6年6月1日現在

## (株)こたつ生活介護 処遇改善加算の支給方法

【支給方法】 ※介護に従事する職員に対して手当支給

### 1. 基本給による支給

〈正社員及び短時間正社員〉 月額 6,000 円

〈パート社員〉 時給 +85 円

※処遇改善加算計画策定時における予定金額に伴って改訂

### 2. 手当による支給

〈正社員及び短時間正社員〉

役職手当（管理者）	月額 35,000 円
役職手当（生活相談員）	月額 15,000 円
職務手当（部長）	月額 20,000 円
職務手当（次長）	月額 15,000 円
職務手当（課長）	月額 10,000 円
職務手当（係長）	月額 5,000 円
介護福祉士	月額 10,000 円
社会福祉士	月額 10,000 円
介護支援専門員	月額 10,000 円
主任介護支援専門員	月額 15,000 円
宅地建物取引士	月額 10,000 円
高齢者住まいアドバイザー	月額 5,000 円
扶養手当（被扶養者1名につき）	月額 5,000 円
運転手当	月額 10,000 円
メンター手当	月額 2,500 円

〈パート職員〉

介護福祉士	時給 +50 円
初任者研修及び実務者研修	時給 +20 円
運転手当	時給 +20 円
高齢者住まいアドバイザー	時給 +20 円
メンター手当	時給 +20 円

〈正社員・短時間正社員及びパート職員共通〉

食事手当	1食につき 750 円
------	-------------

### 3. 賞与による支給

#### 【経験・技能のある介護職員】

①介護福祉士 ②正社員（短時間正社員も含む） ③当法人に勤続年数10年以上

\*他法人での勤続年数を当法人での年数と認める場合あり

#### 【支給方法】 ※介護に従事する職員の他、全職員に対して支給

経験・技能がある職員	毎年6月と12月に、それぞれ10万円
他の介護職員	毎年6月と12月に、それぞれ2万円
その他の職員	毎年6月と12月に、それぞれ1万円

※支給額の15%を法人負担分法定福利費（社会保険料や労働保険料）へ充当

➡検討した結果、この文言は不要なくらいに加算額以上に既に分配されているので不要。

### 4. 東京都による居住支援特別手当として支給

#### 【支給方法】 ※介護に従事する職員及び介護支援専門員に対して支給

〈勤続年数が5年までの職員〉 居住支援特別手当 月額 20,000円

〈勤続年数が5年以上の職員〉 居住支援特別手当 月額 10,000円

\*介護支援専門員については、居住支援特別手当 月額 10,000円

※東京都の補助金が継続される限り手当支給も継続され、廃止時には終了

以上